

柏西ロータリークラブ

創立：1975年11月 7日
承認：1975年11月24日

四つのテスト

1. 真実かどうか？
 2. みんなに公平か？
 3. 好意と友情を深めるか？
 4. みんなのためになるかどうか？
- インスピレーションになるう
2017-2018年度 会長：高田 住男 幹事：齋藤 敏文



第2065回通常例会 (2018.11.16)

■柏西ロータリークラブ URL: <http://kashiwa-nishi-rc.com/>■第2790地区ロータリークラブ URL: <http://www.rid2790.p/2018/>

2065回通常例会

- | | | |
|---------|------|----|
| 1. 点 鐘 | 高田住男 | 会長 |
| 1. 会長挨拶 | 高田住男 | 会長 |
| 1. 幹事報告 | 齋藤敏文 | 幹事 |
| 1. 卓 話 | 川上拓一 | 様 |
| 1. 点 鐘 | 高田住男 | 会長 |

会長挨拶

会長 高田 住男



先週の16日(金)は、金本会員の薦めもあって、木下大サーカスを鑑賞してきました。

私は、サーカスといえば「子供向けのショー」を考えていたのですが、次から次へと演目が披露され、場面から場面への際の暗転が非常に早く、スピード感にあふれるステージでした。

木下大サーカスは、1902年(明治35年)木下唯助(ただすけ)氏が創立。今年で116周年を迎える団体で、最盛期には20団体もあったサーカス団の中で、木下大サーカスだけが何故生き残ったか。代表者は、子供から大人まで見られる「ファミリー・エンターテイメント」を目指し、「感動を持続させるために、プログラム間の暗転は1秒でも早くする。」「新しい芸をどんどん入れるようにすること。」「日本人だけの団員から外国人を入れる」など、常の

改革をすることに努力した結果かと話しておられる。企業でも団体でも、時代に適応した改革が必要であることを教えてくれています。

しかし、来週の11月19日は坂本龍馬が近江屋で殺害された日です。明治維新という大改革をみると、現状維持を求める人たち(不満分子)が、人を殺害し反乱を起す。廃刀令・帯刀禁止となった翌年1877年(明治10年)の西南戦争も同様な出来事でしょうか。私の会長就任時に「今までの奉仕活動を見直してみましよう。」「ロータリーとして相応しい奉仕活動になるように検討しましよう。」と提案させて頂きました。今後戦略会議を開催し、皆さんの意見を伺う機会を設けようと思いますので、よろしくお願い致します。

幹事報告

齋藤 敏文

- ①第11グループ「会長・幹事会」の案内
日時：12月5日(水)18:30～20:30
場所：食楽工房「ひととき柏」
- ②柏東RC「クリスマス家族例会」への招待
日時：12月23日(日)18:00～
場所：ガーデンパレス日本閣
- ③ロータリー希望の風奨学金「風の便り 通刊51号」送付

委員会報告

- ①青少年奉仕奉仕委員会 森市直樹 副委員長
RYLA セミナー開催案内
- ②国際奉仕委員会 嶋田英明 委員長
台湾訪問について



ご紹介いただきました早稲田大学の川上でございます。本日は、「裁判員制度発足とその後」と題して、お話しする機会をいただきましてありがとうございます。私は大学の教員をする前は裁判官をしておりました。昭和49年（1974年）に任官し、平成16年（2004年）の3月まで30年間、裁判官として主に刑事事件を担当しておりました。平成16年（2004年）の4月から大学教員として、早稲田大学で教鞭を執ることになりましたが、私が大学に参りました年が丁度司法制度改革の一環である新しい法曹養成制度が動き出した年であり、全国の主な大学に専門職大学院としていわゆる法科大学院（ロースクール）が設置されたことは皆さまご承知のとおりであります。私が大学に参りましてしばらくした平成18年の春頃に、裁判員裁判の実施に向けて、最高検察庁が企画した検察官の研修で模擬裁判に3回ほど呼ばれて裁判長役を務める機会がありました。また大学の創立記念事業の裁判員裁判の模擬裁判で裁判長役を務め、さらに裁判員裁判が始まる前年の平成20年11月には、NHKに依頼されて、強盗殺人事件で死刑求刑事件の模擬裁判で裁判長役を務める機会がありました。このNHKの模擬裁判のときに裁判員として参加され、ご一緒したのがここにいらっしゃる櫛田仁一さんであります。こうして模擬裁判とはいえ、私は、裁判員裁判を経験することができましたが、裁判員役として参加された方々も、いわゆるサクラではなく、一般から公募されたサラリーマンやOL、主婦、自営業者、学生などいろいろな職種の方でした。したがって、実際の裁判員の方々と変わりがないわけであります。

本日は裁判員裁判について、ここにいらっしゃる多くの方が疑問に思っておられる点をメインテーマにして、裁判員に選ばれた場合の心構えなどについてお話をしたいと思っております。なぜ裁判員制度が導入されたのでしょうか。この点が、皆さまにとっては裁判員制度を理解する上で一番分かりにくいところではないかと思

ます。はじめにこの点からお話いたします。

『この国のかたち』という題名の司馬遼太郎の本があります。戦争に突き進んでいったかつての日本の国のかたちは、本当に、日本という「この国のかたち」であったのか。これが、この書物の中で追求されたテーマでありました。この言葉が、2004年に発表された政府の司法制度改革審議会の意見書の冒頭で使われております。ご紹介します。

「今般の司法制度改革は、…まさに『この国のかたち』の再構築に関わる一連の諸改革の『最後のかなめ』として位置付けられるべきものである。…その成功なくして21世紀社会の展望を開くことは困難である。」（意見書3頁）。

これは一体、どういう意味なのでしょう。これまで、政治改革、行政改革、規制緩和などの経済構造改革が進められてきました。その総仕上げが司法制度改革であるというわけです。なぜ、司法制度改革が「国のかたち」という大きな話につながるのか。なぜ、それがわが国の改革の「最後のかなめ」という重要な位置付けになるのか。裁判員制度の導入は、司法制度改革審議会のこの意見書の提言に由来するものですから、その視点からこれを読み解く必要があります。そうすると、次のようにいうことができるでしょう。ご承知のとおり、国家の権力は、立法権、行政権、司法権の3つに分かれます。このうち司法権には、大きく分けて民事事件の裁判権と刑事事件の裁判権があります。このうち刑事事件の裁判権、刑事裁判は、犯罪に対する刑罰権を取扱います。刑罰権は、国家権力の中でも最も強力で、峻厳な権力であり、場合によっては、国民の自由や財産のみならず生命をも奪う力があります。そこで、これまで、このような強力な権力の行使については、法律の専門家に任せておけばよいとされてきました。いわゆる法曹と呼ばれる裁判官、検察官、弁護士のことです。このような人達は国家試験に合格し、さらに法曹としての専門的な訓練を受けているので、刑事裁判をこのような法律専門家に任せておけば、正しい裁判、そして正しい権力行使を実現してくれると考えられたわけでありました。そして、実際に、日本の法律専門家による刑事裁判は、ほとんどの場合、正しい裁判であるとして、長い間、国民の信頼を得てきたといってよいと思います。これが「日本の司法制度の特色」です。これは外国の学者や法律家からも高い評価を得ているところです。また、裁判員制度の導入に際して、裁判は専門家に任せておけばよいとして、一般国民からはこの制度の導入が歓迎されなかったことにも現れ

ています。この点は、裁判官や検察官、弁護士などの法律家に対する不信の念から、刑事裁判への国民参加制度を取り入れたお隣の韓国とは大きく異なるところです。

しかし、どのようなシステムも、長い間放置したまましていると、制度疲労を起こし欠陥も生じてきます。刑事裁判を法律専門家だけの任務とするシステムからも、いくつかの好ましくない傾向が生じてきました。その第一は、専門家が、専門家であるがゆえに、また、それが一般社会の刑事裁判に対する期待あるいは要求でもあるがゆえに、非常に精密な事実の解明を自らの課題として課し（これを「精密司法」といいます）、そのために裁判に時間がかかり過ぎて、起訴されてから判決が出るまで非常に長い時間がかかるという現象が出てきました。これを象徴する「思い出の事件を裁く最高裁」という小泉元首相の川柳があります。また、被告人にとっては「迅速な裁判」を保障した憲法の趣旨にも反することになります。正しい裁判のためなら、どんなに裁判に時間がかかっても構わないとはいえないわけです。

第二の問題は、専門家裁判では、裁判に関与するのは裁判官と検察官・弁護士だけですから、当然のこととして法律の専門用語が平気で使われます。専門家同士はそれで十分意思疎通できるかもしれませんが、被告人はもちろん、犯罪の被害者にも、また傍聴している一般市民にも内容が難しく理解することはできません。その結果、被告人は、何も理解できないまま、あるいは理解不十分なまま刑務所に入ることになります。また、犯罪の被害者も裁判の内容がよく分からないまま裁判は終わってしまったということになります。裁判が、事件の関係者にとって縁遠い存在となってしまうわけです。しかし、正しい裁判でありさえすれば、事件の関係者に理解できなくても構わないといってよいのでしょうか。

さらに、このような裁判が長く続きますと、国民意識という社会の基盤にも大きな影響が出てきます。この点が最も重要なところですが、どういふことかといいますと、第三の好ましくない傾向として、国民が、裁判を「お上」に委ねることで、「統治客体意識」つまり「自分は統治されている者という意識」からいつまでもたっても抜けきれないということです。別の言い方をすると、「裁判国事主義」すなわち、裁判は「お上」の仕事であり、「国」に任せておけばよいという意識が国民に定着し（マスコミが使う「お任せ民主主義」と同じ意味です）、裁判が、国民一般にとってますます遠い存在となってしまうということです。それは、とりもなおさず、法というものそれ自体が、社会から遠い存在となってしまう、そういう社会になってしまうということでもあります。「専門家裁判」には、「正しい裁判」として国民から信頼を得てきたという長所があったことは間違いありません。しかし

一方で、その裏には、今述べたような無視することができないマイナスの側面も同時に生まれてきたわけであり、裁判は、どんなに時間がかかろうと、どんなに難しくても一般の人に理解できないものであっても、結論さえ間違っていなければそれでよいと言っていいのでしょうか。そんなことはありません。「専門家裁判」を続けていく限り、このような傾向を改めることはとうてい無理であることが次第に法律専門家自身にも分かってきたわけであり、

こうして、司法制度改革審議会では、裁判の「国民的基盤の確立」を大きな改革の柱として、これを実現するためには「国民の司法参加」に踏み切るほかにないと考えて、「裁判員制度」の導入が提言されることになったわけであり、審議会意見書で示された意見は、世論調査の結果とも一致しています。内閣府が行った世論調査の結果をみますと、これまで日本の裁判の問題点として指摘された事項の上位4項目は、次のようなものです。

- ①「これまでの裁判は、時間がかかりすぎる」(約70%)
 - ②「裁判所や裁判官が、身近に感じられない」(約50%)
 - ③「これまでの裁判は、専門的すぎてわかりにくい」(約50%)
 - ④「これまでの裁判は、一般の常識に合わないところがある」(約23%)
- となっています。こうした国民の声は、一言でいえば、裁判が「国民の目線」に立って行われていなかったということであるといつてよいでしょう。司法制度改革審議会の提言は、まさに国民の声を汲み上げたものであったわけでは、

裁判員裁判が、刑事裁判のあり方に具体的にどのような影響を及ぼすことになったのか、見てみましょう。まず、法律の素人である一般国民の参加がもたらした影響として、「見て、聞いて分かる裁判」が行われるようになりました。これは非常に重要な点です。これまでの、法律専門家だけによる裁判では、裁判の内容は、法律を知らない一般の方にとっては、およそ分かりにくいものでした。そもそも、検察官も弁護士も、これまで行われてきた裁判では、分かりやすい裁判をしようなどとは考えてもいませんでした。ところが、裁判員裁判が始まってから、法廷の様相は一変しました。非常に分かりやすい審理が行われるようになったのです。平成21年8月に裁判員裁判の第1号の事件が東京地裁で行われ、その後全国の地方裁判所で相次いで始まりましたが、当時の新聞記事を見ますと「法廷新時代」とか「法廷変容」という見出しが紙面に躍っています。また、私自身も、これまで経験した模擬裁判で、非常に分かりやすい主張・立証が行われ、これなら裁判員の方も十分理解できると実感することができました。

次に、裁判員裁判においては、裁判に時間がかかり過ぎるのは何としても避けなければなりません。市民の方

が、1年以上も裁判所に通うとなると、生活に及ぼす影響は大きく、負担が重くなり過ぎます。裁判は短期間に集中的に行われる必要があります。例えば、三、四日あるいはせいぜい一、二週間、長くても一、二か月程度というところでしょうか。実際の裁判員裁判を見てみますと、従来であれば1年以上あるいは2年はかかっていたと思われる殺人や強盗殺人などの重大事件の多くが、早いものでは一、二週間、長くても一、二か月程度で裁判を終えるようになりました。先日、姫路の裁判所で判決言い渡しを含めて審理期間が207日という日本でこれまで最も長い裁判員裁判の判決言い渡しがありました。これなどは例外としなければなりません。裁判官と

検察官、弁護士が裁判の始まる前に行う事前の準備が十分であったのか、検証する必要があります。こうして裁判員裁判は、これまでの日本の刑事裁判の姿を根底から変革することになりました。現在、全国の地方裁判所で毎日行われている裁判員裁判の1件、1件が、日本の刑事裁判の姿をどんどん変えつつあるのです。

将来裁判員になる方のために、アドバイスを申し上げて私の話を終えたいと思います。第一は、「私が主人公」という意識をもつことです。裁判員裁判では裁判官や検察官・弁護士が主人公ではありません。裁判員であるあなたが主人公なのです。二番目は、「3人寄れば文殊の知恵」という諺がありますが、裁判員裁判では頻繁に評議（裁判員と裁判官が行う意見交換。合議ともいいます）が行われますが、一人で考えるよりも、多くの人の意見を聴きながら考えた方がよい知恵が出るということです。評議の場面では思ったことを積極的に発言してください。三番目は、初めて裁判員に選任された方にとって「不安や疑問はあって当然」です。むしろこれがない方がいたらそのほうが心配です。四番目は、分からないことや疑問があったら「何でも質問しよう」です。裁判官やほかの裁判員が丁寧に説明してくれます。最後に、裁判員は「悩むのが仕事」だということです。これは裁判官も同じです。徹底的に悩んだ末に結論を出す。結論を出すまでのプロセスが大切だということです。

ご清聴ありがとうございました。

これからの例会予定

月日	曜日	例会	卓話者・他内容
12月7日	金	通常	秋元慶一会員
12月14日	金	通常	年次総会・クラブ協議会
12月21日	金	通常	田久保宏征様（柏警察署生活安全課課長）
12月28日	金	休会	
1月4日	金	休会	1月8日に振替
1月8日	火	夜間	家族新年会



R財団年次寄付 優秀クラブ（地区大会表彰）

出席報告

会員数	68名
欠席者	18名

江波戸、長田、影山、ゲイビ、後藤、小林正直、小林直人、斉藤、東海林、杉山、住吉、寺田、中村靖、馬場、升谷、松本隆一郎、水野、柳 会員

出席率 73.53%

ゲスト

川上拓一（元裁判官・早稲田大学教授）様

ニコニコBOXありがとう！

- ★ 本人誕生日：岡島、木村 会員
- ★ パートナー誕生日：中塚、水留 会員
- ★ (^_^)

榎田会員 息子が結婚しました。川上先生の卓話ありがとうございました。

次回の例会は 12月7日(金) 通常例会です。

クラブ会報委員/浅野 肇・住田 みゆき・竹澤 雅彦
卓話・会報の原稿は kwrc.photo@gmail.com までお送り下さい。

欠席報告は、水曜日の正午まで

※クレストホテル(営業課)04-7146-1122 まで
※LINEでの連絡も可能です、詳細はSAAまで
※直前の欠席はSAA 安田(080-5680-5460)まで